

**「革新的技術開発・緊急展開事業」  
(うち地域戦略プロジェクト)に関するQ&A  
【第3回公募】**

平成28年9月28日版

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター  
新技術開発部 革新技术創造課  
研究管理課

農林水産省農林水産技術会議事務局 研究推進課

## 目 次

1. 要件等に関する事 . . . . . P 1～
2. 研究費に関する事 . . . . . P 5～
3. 契約に関する事 . . . . . P 11～
4. 事業終了後の機械、施設の取扱に関する事 . . . . . P 13～
5. その他 . . . . . P 14～

## 1. 要件等に関すること

(Q1-1) 第3回公募が輸出力強化に係る研究を対象にしているのはなぜか。

(答) 本年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」の農林水産業施策の部分において、「輸出力の強化」が標題に盛り込まれるなど輸出力強化が特に重要視されていることから、輸出力強化に係るものを対象にしました。

(Q1-2) 第3回公募がAI・ロボット技術・ICTを活用した研究を対象にしているのはなぜか。

(答) 本年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」の農林水産業施策の部分において、「革新的技術の導入による生産性の抜本的改善」が位置付けられ、AI（人工知能）等の活用により飛躍的な生産性の向上に取り組むとされたことから、AI等活用にかかるものを対象にしました。

(Q1-3) 鳥獣害対策はTPPとは無関係なのではないか。

(答) TPPの影響を受け対策が必要な品目については、鳥獣害の被害が大きいことから、鳥獣害対策により、競争力の強化が期待されます。

(Q1-4) 研究分野(8)「鳥獣害対応等品目に関わらない分野」にある「品目に関わらない分野」とは何か。

(答) 「品目に関わらない分野」とは、開発する個別技術が、品目に関係なく多くの分野に広く適用される技術であるものが該当します。鳥獣害対応は地域の対策として特定の品目に関わらないことが想定されます。複数の品目を対象とするものであっても、たとえば輸出力強化は地域として力を入れる特定の品目を輸出するための提案となることが想定されますので、単に複数の分野の組み合わせだけのものは該当しません。

複数の品目の組み合わせの場合は、その中で最も主要な分野を1つ特定していただき、その分野でご応募ください。

また、「鳥獣害対応等品目に関わらない分野」でご応募されたものであっても、前述のとおり他の分野に該当すると判断されるものは、事務局で分野を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

(Q1-5-1) 研究コンソーシアムに構成員になった場合と協力機関になった場合との違いは金銭面だけの違いか。

(答) 研究コンソーシアムの構成員になった場合 (e-Rad に登録) は、人件費、旅費、資材費等の委託費を直接使用でき、また、資産・知的財産等を取得した際は所有権を持つことができます。

このため、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等を行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置していただく必要があります。また、研究によって農産物等の販売が行われ、研究成果として、相当の収益が発生した際は、その一部を納付していただく場合もあり得ます。

一方、e-Rad に登録せず、協力機関として参画していただく場合は、研究コンソーシアムに参画している研究機関等からの依頼により、会議に参加したり栽培実証を行ったりしていただくこととなり、これに必要な経費 (依頼出張旅費、謝金等) を研究コンソーシアム参画機関から受け取る形となります。なお、得られた研究成果等は協力機関に帰属されません。

(Q1-5-2) 研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

(答) 研究コンソーシアムの設立方式の違いについて、まとめると以下のようになります。

- ①規約方式：委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法
- ②協定書方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法
- ③共同研究方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法

なお、共同研究方式をとる場合は、協定書方式の内容を個々の研究機関で共同研究契約を締結することになるため、ひな形はございません。契約内容はコンソーシアムの実情に合わせ適宜工夫していただければと思います。

(Q1-6) 普及組織が共同研究機関として研究コンソーシアムに入るのは難しいが、どうすればよいか。

(答) 「普及の参画」は必ずしも研究コンソーシアムに参画しなくても、研究コンソーシアムの外から「協力」ということでも構いません。

(Q1-7) 現在取り組んでいる実証研究 (※) を、引き続き地域戦略プロジェクトで研究できるのか。

(※) 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業 (H25補正) 及び地域戦略プロジェクト第1回公募等

(答) まずは、現在実施中の実証研究・実証事業等 (他省庁の事業等を含む。) について、

当初の計画に沿って取りまとめを適切に行ってください。その上で、その成果を踏まえて、「更に発展的に新たな課題について研究を実施する」又は「これまで取り組まなかったテーマ・課題を新たに取り組む」といった形で、実施中の実証研究と今回の本事業とのデマケをしっかりと整理していただく必要があります。

具体的には、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理していただくこととなります。

(Q1-8) 海外の研究機関も研究コンソーシアムに参画することは可能か。

(答) 本プロジェクトについては、生産等の現場での実証研究を行うことから、原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施することとしています。

ただし、海外の研究機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

また、海外の研究機関の参画については、個別の判断が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

(Q1-9) 都道府県公設試験場等が代表機関となって資金管理をすることが困難な場合、どのようにすれば良いか。

(答) 都道府県公設試験等、代表機関として委託費を受け取り、研究コンソーシアム内の各研究機関へ配分することが困難な場合、研究コンソーシアム内に経理執行業務を担う機関(研究管理運営機関)を設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。

また、そういった研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても委託費の対象となります。

(Q1-10) 公募要領の『研究管理運営機関』の要件として「③ 研究代表者と一体となって研究を推進できる地域に所在すること」とありますが、具体的にどの程度まで認められるのか。

例えば代表機関の県から見て、①同一の都道府県内、②隣接した都道府県、③隣接していない都道府県、のどこまで認められるのか。

(答) 当要件の具体的な基準は定めていませんが、遠方の場合は、どのように一体として研究を推進するか、ご説明いただければと思います。

(Q1-11) 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

(答) 変更契約手続を行うこととなりますので、必要な書類を提出いただくこととなります。

契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

(Q 1-12) 研究代表者と研究実施責任者は何が違うのか。また、代表機関の場合は、研究代表者と研究実施責任者を同じにしているのか。

(答) 研究代表者とは、研究計画（以下「提案書」という。）全体の責任者です。

研究実施責任者は、研究コンソーシアムの構成員毎の研究責任者で、構成員毎に1名をおいていただきます。

また、代表機関の場合、研究代表者と研究実施責任者が同一人物でも構いませんが、研究コンソーシアム全体と所属研究機関の研究がそれぞれ着実に実施されるよう、エフォートの確保に努めてください。

なお、契約の際には、生研支援センターと研究コンソーシアムの代表機関が契約を締結することになりますが、その際の締結者は代表機関の契約権限を有する者になります。

(Q 1-13) 研究代表者は研究者でなくても良いか。

(答) 研究代表者は必ずしも研究者でなくても構いませんが、研究コンソーシアム等の責任者として、研究の企画・立案及び進行管理の中心となって、毎年度、試験研究計画に基づく研究成果の評価を行う評議委員会等にも対応していただく必要があります。

(Q 1-14) 法人格を有しない任意団体でも研究コンソーシアムの構成員になることは可能か。

(答) 代表機関になることはできませんが、任意団体でも研究費の配分を受けて研究に参画する構成員になることは可能です(研究費の配分がない協力機関という形でも可)。

その場合には、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等が行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置する必要があります。

## 2. 研究費に関すること

(Q2-1) 地域戦略プロジェクトの支援対象となる経費は何か。

(答) 農林水産省で実施している他の研究事業と同様に、以下のとおりとなります。

### (1) 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

①人件費

②謝金

③旅費

④試験研究費（機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、光熱水料、燃料費、会議費、賃金、雑役務費）

### (2) 一般管理経費

上記④試験研究費の15%以内※

(※ 研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理経費の計上を認めます（その分の直接経費が減額されます）。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。)

### (3) 消費税等相当額

上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の8%

(Q2-2) 公募要領には支払対象となる直接経費に「⑤その他必要に応じて計上可能な経費」が記載されているが、これは具体的に何を想定したものか。

(答) 公募要領に記載のあるとおり、これは研究実施に当たって必要となった外国人招聘旅費・滞在費等が想定されます。

ただし、どうしても他の費目では計上できないものだけを想定しているものであり、①～④の費目とくらべて⑤の費目は厳しく査定されますので、ご承知置き願います。

(Q2-3-1) 一般管理費は試験研究費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

(答) 研究コンソーシアム全体で15%以内※です。研究コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意ください。

(※ 研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理経費の計上を認めます（その分の直接経費が減額されます）。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。)

(Q2-3-2) 一般管理費は税込みで15%までか。

(答) 一般管理費として計上できるのは、税込みで試験研究費の15%まで※となっています。

なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

(※ 研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理経費の計上を認めます(その分の直接経費が減額されます)。ただし、加算された一般管理経費の配分先は、研究者又はその研究者が所属する研究室等とします。)

(Q2-3-3) 一般管理費については、試験研究費の15%を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算が認められる一方、その分の直接経費が減額されるとのことだがどういう意味か。

(答) 委託研究費限度額は、直接経費、一般管理費及び消費税相当額の合計額となりますので、当該限度額に近い額の提案をする場合、一般管理費を多くすれば、一般管理費以外は少なくする必要があるという意味です。

採択時に提案額が減額になった場合は、全ての経費の合計額が査定額内に収まるようにして下さい。

(Q2-4) 一般管理経費の加算ができる「研究者又はその研究者が所属する研究室等」とは具体的に何を指すか。

(答) 研究を実施する者又はその者が所属する部署を指します。農業経営体など研究機関でない場合も、研究を実施する者とその部署が対象となります。

(Q2-5) 研究の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

(答) 本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから研究コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。

研究開発や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。

一方、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

具体的な例としては、研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は委託費の対象とすることは可能です。

一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、



委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。

(Q2-6) 農業機械や機器を購入することは可能か。

(答) 研究期間は半年間程度しかありませんので、レンタルやリースによる導入を原則とします。ただし、レンタルやリースの方が高つく場合や研究のための改良が必要な機械等、レンタルやリースができないものについては購入を認めることとします。

なお、研究要素のある農業機械の改良の場合は、農業機械メーカーが最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。この場合、農業機械メーカーは利益を排除した形で農業機械を持ち込み、改良したり、農業者に使用してもらうこととなり、これに必要な経費を委託費として受け取ることとなります。

(Q2-7) パソコンやデジカメも購入することは可能か。

(答) 直接経費と一般管理費問わず、本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い備品等の購入は、原則として認められません。

(Q2-8-1) 園芸用の施設や畜舎などの建物を建設することは可能か。

(答) 半年間程度しか研究期間がないため、簡易なものを除き、園芸用の施設や畜舎などの建物を建設することが適当とは考えられません。また、通常市販されている一般的な建物については、経費の対象とすることはできません。

なお、一般的には研究開発要素のある試作品（仮設物）（以下「試作品」という。）（※）として設置する場合には、それに係る加工費・試作費、資材費、役務費等を計上することができます。

（※）試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。

また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象とできますが、土地の購入はできません。

(Q2-8-2) 既存設備等の改良・改造は、対象経費となるのか。

(答) 本事業による研究のための試作品として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

ただし、その場合、当該設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することはできなくなりますので、御注意ください。

また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を元に、実質的な修繕を含む改造や、

耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。

(Q2-8-3) 自社製品を元に改造を加えるが、材料費として委託費に計上して良  
いか。

(答) 自社や100%子会社等から調達する場合の費用も計上できますが、その際は利益を排除した価額で計上してください。

(Q2-9) 研究グループの構成員となっている農業者や研究機関が、入札等によっ  
て施設(試作品)を導入することは可能か。

(答) 研究要素のある試作品を、通常の建物のように入札等で導入することは考えられま  
せん。

研究目的で試作品を導入しようとする場合は、試作品を設置する企業も研究グル  
ープの一員として参加していただき、研究計画に沿って自ら設置(試作)してい  
ただく必要があります。

この場合、試作品を導入するために必要な経費(材料費、労務費、設計費等)に  
ついては委託費の対象とすることはできますが、利益を計上することはできま  
せん。

(Q2-10) 農業機械や施設(試作品)を導入した際、所有者は誰になるのか。  
農業者が直接所有することは可能か。

(答) 農業機械や施設(試作品)の所有者は、研究コンソーシアムのいずれかの構成員の  
所有となります。このため、農業者が所有する場合は、農業者にも研究コンソー  
シアムに参加していただく必要があります。

なお、事業実施期間(研究期間)中においては、研究コンソーシアム内で所有権  
を移転することは可能ですので、例えば、最初、構成員である資材メーカーが施設  
(試作品)を所有し、試作品が完成した際に農業者へ所有権を移転することもでき  
ます。(Q4-2参照)

ただし、農業者に所有権が移転された場合、試作品の時価に相当する金額を益金  
として法人税の算定基礎に加算されたり、試作品が固定資産としてみなされ、固定  
資産税が課税されることがありますのでご注意ください。(固定資産税について  
は、事業実施中に限り委託費の対象。)

(Q2-11) 経費の対象となる人件費とは何か。

(答) 次のとおりとなります。

人件費：研究開発に従事する開発責任者や臨時に雇用する研究員等の給与、諸手  
当、法定福利費等

賃金：研究補助員(アルバイト、パート)の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

(Q2-12) 複数の企業や大学が参画して研究を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一されているのか。

(答) 人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いていただいで構いません。

(Q2-13) 農業者が研究コンソーシアムに参画していない場合、経費はどのように計上するのか。

(答) 農業者が研究コンソーシアムから依頼を受けて、栽培管理等に協力いただく場合の費用については、謝金又は請負業務費等として費用計上していただくこととなります。また、研究機関側が用意した新しい生産資材(肥料、農薬、飼料等)を農業者に使用してもらうことも当然可能です。(Q5-2参照)

(Q2-14) 都道府県普及組織が研究コンソーシアムに参画する場合、普及組織が直接使う経費(普及指導員の旅費等)も委託費の対象となるのか。また、研究コンソーシアムに参画しない場合はどうなるのか。

(答) 普及組織が研究コンソーシアムに参画する場合、研究目的で使用する経費については、研究代表機関から都道府県庁(普及組織)へ配分がされ、活動経費として使用することができます。

また、普及組織が研究コンソーシアムに参画しない場合であっても、研究コンソーシアムに属する研究機関が普及組織に対し、依頼出張等の形で支出(負担)することができます。

(Q2-15) 研究管理運営機関の経費は委託費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

(答) 委託費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

(Q2-16) 経理マニュアルのようなものはあるのか。

(答) 生研支援センターの下記のウェブサイトにて実施要領を公表しています。  
<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/chiki/files.html>

(Q2-17) 研究コンソーシアムの構成員として農林漁業者が参画する予定だが、経費は計上しないこととしているが可能か。この場合、当該農林漁業者はe-Radに登録する必要があるか。また、研究実施責任者や経理責任者を記載する必要があるか。

(答) 農林漁業者が自費により研究に取り組む等により経費を計上しないということはあり得ることと思いますが、研究コンソーシアムの構成員として参画する場合には、研究計画において担当する研究項目について明確にさせていただく必要があります。この場合には、農林漁業者であっても e-Rad において研究機関としての登録申請及び所属研究者の登録を行っていただく必要があります（提案書の提出までに登録が間に合わない場合には、採択後、委託契約を締結するまでに登録して下さい。）。また、研究実施責任者と経理責任者についてはそれぞれ別の方のお名前の記載をお願いしていますが、経費を計上しない場合には経理責任者の記載欄は空欄でも構いません。

(Q2-18) 採択された場合、委託契約を生研支援センターと研究代表機関が締結するまでに、研究代表機関は研究コンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理に関する誓約書」の提出を受けてまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。また、農林漁業者が構成員として参画する場合も当該誓約書の提出が必要か。

(答) 研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照下さい。なお農林漁業者の構成員も「研究倫理に関する誓約書」の提出を契約締結までをお願いします。

○研究倫理 e ラーニングコース（日本学術振興会）

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>

### 3. 契約に関すること

(Q3-1) 研究の委託契約は誰と誰が行うのか。

(答) 委託契約は、事業実施主体である(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと研究コンソーシアムの代表機関との間で行うこととなります。

なお、前述の研究管理運営機関(Q1-10、1-11)を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

(Q3-2) 採択・契約された場合、委託費は誰に交付されるのか。

(答) 委託費は、(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターから研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。

委託費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ委託費を配分することとなります。

なお、前述の研究管理運営機関(Q1-10、1-11)を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

(Q3-3) 本事業で得られた知財の所有権(特許権等)はどこにあるのか。

(答) 一定の手続きを行っていただいた上、いわゆる日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法第19条)に基づき、原則、委託先に帰属することとなります。

なお、知財の取扱いについては、研究コンソーシアムであればあらかじめ研究コンソーシアム内で協定等を締結しておく必要があります。この協定等に基づき、研究コンソーシアム内のどこに帰属するか決定していただくこととなります。

(Q3-4) 当初、研究管理運営機関を設けて契約する予定だが、県の体制が整った後は、県が直接契約する形に変更することも可能か。

(答) 可能です。

もし、そのような予定があるようでしたら、契約当初に教えておいてください。

(Q3-5) 資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、生研支援センターとの契約の締結はどこが行うことになるのか。

(答) 研究管理運営機関の契約権限のある者と委託契約を締結することとなります。

(Q3-6) 資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、提案書の研究代表機関の経理統括責任者は誰を記入すれば良いか。

(答) 研究代表機関の経理統括責任者は記入しなくても良いですが、研究管理運営機関の経理責任者が経理統括責任者として位置づけられることとなります。

#### 4. 事業終了後の機械、施設の取扱いに関すること

(Q4-1) 導入・設置した施設（試作品）等の事業終了後の取扱いはどうなるのか。

(答) 導入・設置した施設（試作品）（※）については、事業終了後は原状回復、すなわち解体・撤去していただくか、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります。（他者へ売り払うことはできません。）。

（※）施設（試作品）については、Q2-8～Q2-10参照

(Q4-2) レンタルやリースによらず導入した農業機械や施設（試作品）を研究に参加している農業者が引き続き使用することはできないのか。

(答) 本事業は補助事業ではなく委託研究事業ですので、前述のとおり、事業（研究期間）が終了した際は、レンタルやリースによらず導入した農業機械や施設（試作品）は、現状復帰していただくか、機械や施設の償却期間中、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります（他者へ売り払うことはできません。）。

なお、継続使用が認められるのは、研究を受託した研究コンソーシアムの構成員が引き続き研究目的で使用又は管理する場合には限られます。

従って、農業者が事業終了後も継続使用する場合は、以下の方法で対応していただくことが必要となります。

- ① 農業者に研究コンソーシアムの構成員として参加していただき、初めから農業者が所有する
- ② 農業者に研究コンソーシアムの構成員として参加していただき、事業終了時までに農業者へ所有権を移転する（事業実施期間中であれば、研究コンソーシアム内の構成員間で農業機械や施設（試作品）の所有権を移転することは可能）
- ③ 農業者は研究コンソーシアムに参加せず、事業終了後も機械を所有・管理する機関（研究コンソーシアムの構成員）から研究目的で貸与を受ける

また、農業者が研究目的で継続使用するにあたっては、実証データの取得や周辺農家・他県からの見学受け入れ（対応日や日数をあらかじめ決めることは可能）等の対応を行っていただくこととなります。

## 5. その他

(Q5-1) 研究で生産された農産物の販売はどのようになるのか（販売利益は誰のものか。）。

(答) 通常の営農・経営活動として販売していただき、収益も当然農業者に帰属しますが、農業者が研究コンソーシアムに正式に参画している場合であって、研究の成果に困って、これまでに比べて収益が大幅に増加した場合、増加分の一部について、委託元への納付（収益納付）を求められる場合もあります。

(Q5-2) 農業者が研究コンソーシアムに参加せず、研究コンソーシアム外の協力農家として参加する場合は、収益納付の義務は課せられないとのことだが、例えば、畜産の研究において、新しく開発したエサを畜産農家に無償で配布し、使用してもらう場合も収益納付は発生しないということで良いか。

(答) 農業者が研究コンソーシアムに参加しない場合は、エサを農業者に使用してもらう場合も含め、収益納付の規程は適用されません。

逆に、新しく開発したエサを使っただけの場合は、新たな給餌技術やリスクの発生も想定されるため、掛かり増し経費や謝金等を農業者に支払うことも可能です。

なお、使用してもらうエサの対価が通常のエサ代の相当部分を占めると思われる場合、掛かり増し経費や謝金等の支払い額を調整していただくなど、適切な支出をお願いします。

(Q5-3) 研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告することになっているが、販売収益が増えた際に適用される収益納付規程も、5年間も義務が課せられるのか。

(答) 収益納付の規程は、事業実施期間中に限って適用されるため、事業終了後は課せられません。

なお、収益納付については、単に販売額が増加した場合において直ちに求められるものではなく、収益が相当程度増加した場合において、一定の計算のもとに算定されるものです。

(Q5-4) 応募期限までにe-Radの登録ができない場合には応募申請できないのか。

(答) 研究コンソーシアムの代表機関及び構成員（研究費の配分を受ける場合）はe-Rad登録していただく必要がありますが、申請時までにe-Rad登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad上は代表機関に研究費を計上（上乘せ）するなどして申請することを認めています。

ただし、代表機関のe-Rad登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員のe-Rad登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書に



は記載されている必要があります。

なお採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、研究課題の登録内容を修正していただく必要があります。

登録（修正）されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません。

（ただし、協力機関として、会議等への旅費等は代表機関から支給することはできません。）

（Q5-5）農林漁業者（法人を除く）が研究コンソーシアムの構成員として参画する場合、財務状況の該当項目を記載できませんが、記載する必要はあるか。

（答）個人の農林漁業者に係る財務状況の記入は不要です。

（Q5-6）協力機関は、提案書のどの部分に、どのように書けば良いのか。

（答）地域戦略プロジェクト（個別型）の提案書様式について以下の5か所に記載をお願いします。

- ・「1. 研究計画の概要」の「研究グループ（研究コンソーシアム）参画機関」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、機関名の右横に（協）と明記
- ・「様式1-3【研究グループの構成】」の「① 研究グループの構成員」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、機関名の右横に（協）と明記
- ・「様式1-3【研究グループの構成】」の「③ 研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」に協力機関が分かるように記載
- ・「様式2-1【研究計画の内容】」の「2. 研究計画の具体的内容」の「（3）研究計画・目標等」の「① 研究計画の構成及び計画」に協力機関の活動内容を記載
- ・「様式2-1【研究計画の内容】」の「9. 参画機関及び研究者情報」の「（1）参画機関の概要」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、機関名の右横に（協）と明記

（Q5-7）第1回公募で採択した地域戦略・試験研究計画の具体的な内容を教えて欲しい。

（答）第1回公募で採択した地域戦略・試験研究計画については、本事業をPRするために、わかりやすく研究内容を記載したパンフレットを作成し、生研支援センターのウェブサイトに掲載していますので、ご覧ください。

URL : <http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/chiki/index.html>